

指摘事項

訪問入浴

令和8年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年3月1日老企第36号)

☆勤務体制の確保等

■認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。（条例第56条の2、予防条例第26条）

全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）は、認知症介護に係る基礎的な研修を受講する必要があります。

☆勤務体制の確保等

■勤務表について、事業所ごとに作成すること。また、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること。（条例第56条の2、予防条例第26条）

訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護事業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

☆虐待の防止

■虐待防止のための指針について、現在規程されている「虐待防止運営委員会の指針」内にある記載では内容が不十分なため、改めて策定すること。（条例第58条で準用する第39条の2、予防条例第34条の2）

「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待防止の推進のために必要な事項

☆業務継続計画の策定等

■業務継続計画の訓練について、個々のイメージトレーニングでは訓練を実施したとは見なせないため、実施方法を検討すること。また、業務継続計画に係る非常災害時の研修について実施されていなかったため、定期的を実施すること（条例第58条で準用する第31条の2、予防条例第26条の2）

訓練（シュミレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を**定期的（年1回以上）**に実施すること。